

○越前がにミュージアム条例施行規則

平成17年2月1日

規則第83号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前がにミュージアム条例（平成17年越前町条例第129号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、越前がにミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館者の遵守事項)

第2条 入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで、金品の募集、物品の販売又は展示等を行わないこと。
- (2) 火災、盗難その他災害の防止に万全を期すること。
- (3) ミュージアムで公衆衛生上支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の越前がにミュージアムの管理運営に関する規則（平成12年越前町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。